四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.3 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［略］
五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α×0.5）／A 算式の符号 ［略］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D／B－1.205）×B×2.79＋（E／C－1.216）×C×0.15 （D／B－1.205）又は（E／C－1.216）が負数となるときは、それぞれ0とする。 ［略］

［２　略］

（「災害復旧費」に係る補正の方法）

第十七条　［略］

［２　略］

３　当該地方団体の標準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体の区分に従い、それぞれ下欄に定める方法によつて算定したもの（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

区分	算定方法
都道府県	１　当該都道府県に係る当該年度前三年度内の各年度における基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）に分離課税所得割交付金の交付見込額を加算した額から地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額、道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（法附則第七条の二第一項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未

四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.5 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［同左］
五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α×0.7）／A 算式の符号 ［同左］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D／B－1.205）×B×2.75＋（E／C－1.216）×C×0.17 （D／B－1.205）又は（E／C－1.216）が負数となるときは、それぞれ0とする。 ［同左］

［２　同上］

（「災害復旧費」に係る補正の方法）

第十七条　［同上］

［２　同上］

３　当該地方団体の標準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体の区分に従い、それぞれ下欄に定める方法によつて算定したもの（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

区分	算定方法
都道府県	１　当該都道府県に係る当該年度前三年度内の各年度における基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）に分離課税所得割交付金の交付見込額を加算した額から地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額、道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（地方交付税法附則第七条の二第一項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円